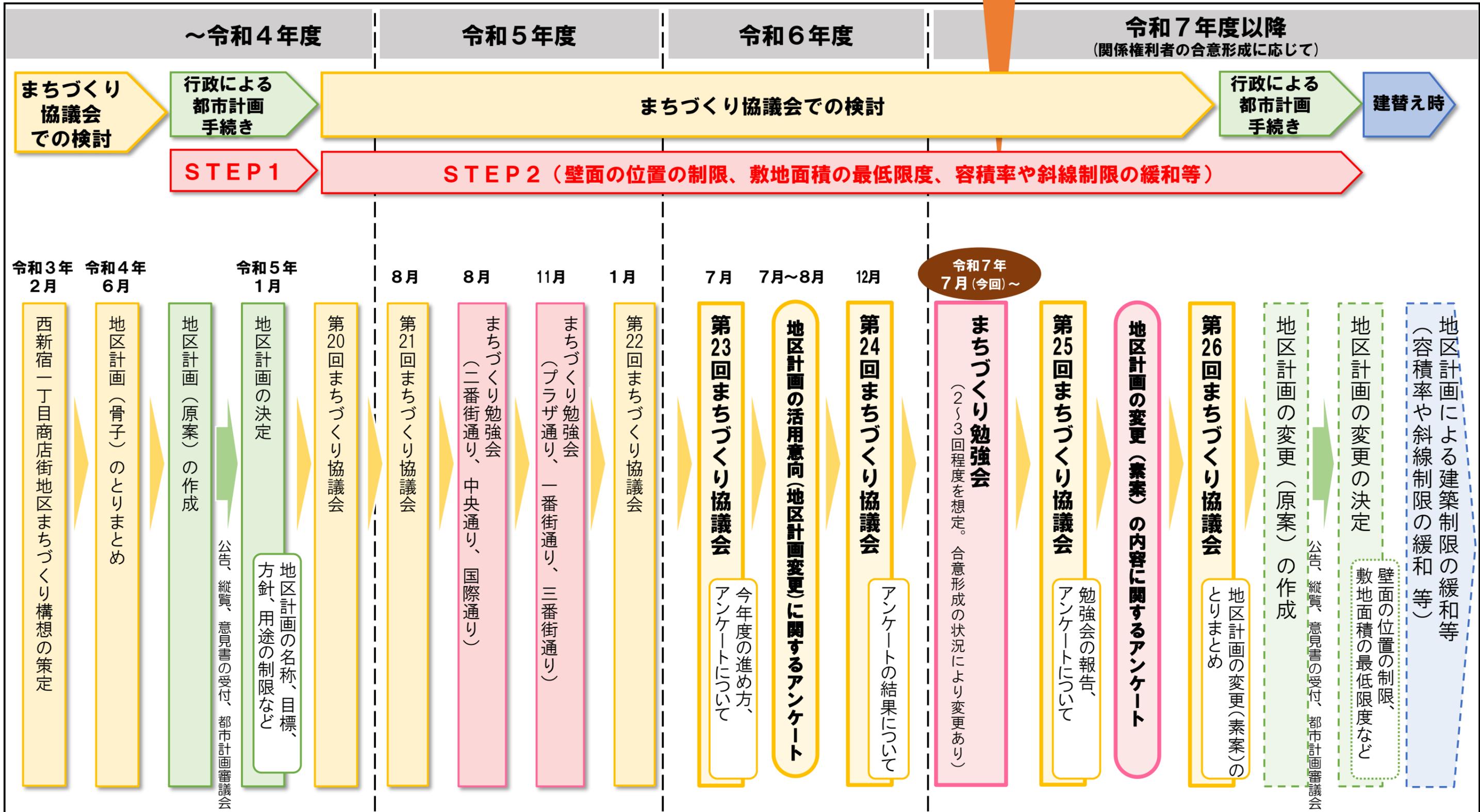


**STEP 2** 建替え時に、壁面の位置の制限等によって建築制限を緩和できる地区計画（街並み誘導型地区計画）について、協議会や通りごとの勉強会などで、ご意見等を伺いながら検討を進め、関係権利者の合意形成に応じて地区計画を変更していくことを考えています。



※令和7年8月時点のスケジュール案であり、今後の検討状況等によっては、変更となる可能性があります。